

新潟市障がい福祉計画

第1部 総論	77
1 計画策定の趣旨	77
2 計画の位置づけ	77
3 基本的理念及び基本的考え方	78
(1) 基本的理念	78
(2) 基本的考え方	79
4 計画の期間並びに見直しの時期及び方法	80
5 新潟市における障がい者の状況	80
6 新潟市における障がい者のニーズ	80
第2部 各論	81
1 平成23年度の数値目標	81
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	81
(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	81
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	81
2 各年度におけるサービス見込み量とその確保のための方策	82
(1) 指定障害福祉サービス， 指定相談支援及び地域生活支援事業の見込み量	82
(2) 見込み量確保のための方策	82
3 計画の達成状況の点検及び評価	82
(各年度におけるサービス見込み量).....	83
資料編	93
1 計画策定関係資料	93
(1) 計画の策定経過	93
(2) 新潟市障がい者計画等策定検討委員会設置要綱	93
(3) 新潟市障がい者計画等策定検討委員会委員名簿	93
2 障害者自立支援法（抜粋）.....	94

第1部 総論

1 計画策定の趣旨

障がい福祉施策については、平成15年4月に、従来の「措置制度」から、障がい者の主体性を尊重する「契約制度（支援費制度）」へと大きく仕組みが変わりました。

支援費制度の施行により、新たに福祉サービスの利用者が増えるなど、障がい者が地域生活を進める上での支援が大きく前進しましたが、将来的に利用者の増加が見込まれる中で制度を安定的、持続的なものにすることや、精神障がい者が支援費制度の対象になっていないといったこともあり、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。

障害者自立支援法では、身体、知的、精神の「三障がい」の障がい種別にかかわらず、施策の一元化を図るなどのサービス体系全般の見直しが行われたほか、入所施設からの地域生活への移行や、入院中の精神障がい者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行などの就労支援策の抜本的な強化、そして、相談支援体制の強化などが求められています。

新潟市においては、それらの課題に対応すべく、障害者基本法に基づく「新潟市障がい者計画」の策定とあわせて、障がい者が必要な障がい福祉サービス等を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、サービスの数値目標を掲げ、計画的に基盤整備を進めていくために「新潟市障がい福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「障害者自立支援法第88条第1項」の規定に基づく、「障害福祉計画」であり、今後の障がい福祉サービスの基盤整備を計画的に進めていくものです。「新・新潟市総合計画」や「新潟市障がい者計画」とも整合性のある計画となっています。

3 基本的理念及び基本的考え方

この計画の基本的理念及びサービスの提供体制の確保に関する基本的考え方については、平成18年6月に国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「国の指針」という。)等に基づき、次のとおりとします。

(1) 基本的理念

障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別・程度を問わず、障がい者が自ら居住場所や生活を選択し、必要な障がい福祉サービスなどの支援を受けつつ、社会の対等な構成員としての障がい者の自立と社会参加・参画の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備など必要な施策を講じます。

三障がいの制度の一元化

従来、「身体障がい」、「知的障がい」及び「精神障がい」と障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障がい者等に対するサービスの充実と、地域間などで格差のある障がい福祉サービスの均等化を図ります。

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO法人等によるサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用して提供体制の整備を進めます。

(2) 基本的考え方

訪問サービスの確保

身体障がい者，知的障がい者に対する訪問サービス（居宅介護など）をはじめとして，立ち後れている精神障がい者に対する訪問サービスの充実を図り，必要な訪問サービスの確保を進めます。

日中活動の場の確保

小規模作業所等利用者の法定サービスへの移行を進めるとともに，障がい者に希望する日中活動の場（生活介護，就労移行支援，就労継続支援，地域活動支援センターなどのサービス提供の場）を確保することを進めます。

グループホーム等の充実を図り，入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）及びケアホーム（共同生活介護）の充実を図るとともに，自立訓練事業等の推進により，入所等（施設入所または入院）から地域生活への移行を進めます。

福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業や就労継続支援事業等の推進，地域活動支援センターの整備などを進めることにより，障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに，福祉施設における雇用・就労の場を拡大します。

4 計画の期間並びに見直しの時期及び方法

この計画の期間は、平成23年度を目標年度とした平成18年度から20年度までの3年間（第一期計画）とします。

なお、平成20年度には第一期計画の見直しを行い、平成21年度から23年度までの第二期計画の策定を行います。

計画の見直しに当たっては、障がい当事者や事業者等で構成する新潟市障がい者施策推進協議会及び地域自立支援協議会などで、必要な検討を行うこととします。

5 新潟市における障がい者の状況

「三障がい」の手帳所持者の状況等については、「新潟市障がい者計画」の「総論 7」を参照してください。

6 新潟市における障がい者のニーズ

「新潟市障がい者計画」及び「新潟市障がい福祉計画」を策定するにあたり、市域における障がい者の実態やニーズを把握するためにアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の概要については、「新潟市障がい者計画」の「総論 8」を参照してください。

第2部 各論

1 平成23年度の数値目標

施設入所・入院からの地域移行及び福祉施設からの一般就労への移行について、国の指針等に基づき、平成23年度における数値目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
現在の施設入所者数	630人	平成17年10月の施設入所者数（身体・知的）
【目標値】 地域生活移行者数	63人	上記のうち、平成23年度末までのグループホーム・ケアホーム等への地域生活移行者数
	10%	地域生活移行者数を全入所者で除した数
【目標値】 削減見込み数	45人	平成23年度末段階での削減見込み数
	7%	削減見込み数を全入所者で除した数

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	数値	備考
現在の退院可能精神障がい者数	331人	精神科病床入院患者のうち、受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者数
【目標値】減少数	277人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数	18人	平成17年度において福祉施設等を退所し、一般就労した障がい者の数
【目標値】目標年度の 年間一般就労移行者数	72人	平成23年度において福祉施設等を退所し、一般就労する障がい者の数
	4倍	現在の移行者数との比較

2 各年度におけるサービス見込み量とその確保のための方策

(1) 指定障害福祉サービス，指定相談支援及び地域生活支援事業の見込み量

指定障害福祉サービス，指定相談支援及び地域生活支援事業について，現在の本市の状況及び国の指針等に基づき，平成18年度から平成20年度まで及び平成23年度の各年度におけるサービス見込み量を，83ページから91ページのとおり設定します。

(2) 見込み量確保のための方策

相談支援事業者などの関係機関を加えた地域自立支援協議会などにおいて，指定障害福祉サービス，指定相談支援及び地域生活支援事業を行う意向を有する事業者の把握に努め，広く情報提供を行うなどの方法により，多様な事業者の参入を促進します。

3 計画の達成状況の点検及び評価

各年度における障がい福祉計画のサービス見込み量等の達成状況については，地域自立支援協議会及び新潟市障がい者施策推進協議会において，点検・評価を行い，計画の具体化に向けた調整や協議を行います。

指定障害福祉サービス，指定相談支援及び地域生活支援事業のサービス見込み量

障がいサービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度	17年度実績 (算定基準)	算出方法もしくは見込量算定にあたっての考え方	備考
旧体系サービス（経過措置）								
入所型施設	利用人員	740	740	424	0	720	(身体・知的:通勤寮含 精神:福祉ホームB型含)	
日中活動系 (旧入所)	人日分	15,532	15,532	8,580	0	14,828	【身体・知的】(通勤寮 4人除く) 17年度実績(17年10月1日利用者) 18年度利用者(10月1日利用者数から新体系サービスに移行した者を除く) 18年度から23年度は施設からの移行計画を基に算定 市外・県外施設利用者は19年度～23年度に按分 (626, 626, 626, 330) 人日分は利用人員×22日 【精神】(福祉ホームB型を除く) 17年度実績(17年10月)48人 18年度から23年度は施設からの移行計画を基に算定 (生活訓練施設利用人員 80 80 60) 人日分は利用人員×22日	
居住系 (旧入所)	人日分	22,496	22,496	12,889	0	20,915	【身体・知的】(通勤寮 4人含む) 17年度実績(17年10月1日利用者) 18年度利用者(10月1日利用者数から新体系サービスに移行した者を除く) 18年度から23年度は施設からの移行計画を基に算定 市外・県外施設利用者は19年度～23年度に按分 (630, 630, 630, 334) 人日分は、利用人員×30.4日 【精神】(福祉ホームB型を含む) 17年度実績(17年10月) 18年度から23年度は施設からの移行計画を基に算定 (生活訓練施設利用人員 48 80 80 60) (福祉ホームB型利用人員 10 30 30 30) 人日分は利用人員×30.4日	
通所型施設	利用人員	843	740	447	0	746		
日中活動系 (旧通所)	人日分	18,546	16,280	9,834	0	16,412	【身体・知的】 17年度実績(17年10月1日利用者) 18年度利用者(10月利用者数から新体系サービスに移行した者を除く) 18年度から23年度は施設からの移行計画を基に算定 市外・県外施設利用者は19年度～23年度に按分 (649, 703, 625, 382) 人日分は、利用人員×22日 【小規模施設分】 (26, 30, 30, 35) 【精神】(対象施設は通所授産施設) 17年度実績(17年10月)71人 18年度から23年度は施設からの移行計画を基に算定(71 110 85 30) (精神障害者生活訓練施設分は計上せず) 人日分は利用人員×22日	

- 1 日中活動系の旧入所サービス分とは、身体障害者療護施設(入所)・身体障害者更生施設(入所)・身体障害者授産施設(入所)・知的障害者更生施設(入所)・知的障害者授産施設(入所)・精神障害者授産施設(入所)・精神障害者生活訓練施設の各入所施設において行われる日中活動系サービス相当分。
- 2 居住系の旧入所サービス分とは、身体障害者療護施設(入所)・身体障害者更生施設(入所)・身体障害者授産施設(入所)・知的障害者更生施設(入所)・知的障害者授産施設(入所)・知的障害者通勤療・精神障害者授産施設(入所)・精神障害者生活訓練施設・精神障害者福祉ホーム(B型)の各入所施設等において行われる居住系サービス相当分。
- 3 日中活動系の旧通所サービス分とは、身体障害者療護施設(通所)・身体障害者更生施設(通所)・身体障害者授産施設(通所)・知的障害者更生施設(通所)・知的障害者授産施設(通所)・精神障害者授産施設(通所)・精神障害者生活訓練施設・小規模通所授産施設(身体・知的・精神)・福祉工場(身体・知的・精神)の各通所施設において行われる日中活動系サービス相当分。
- 4 ここでいう「人日分」の算定について
「人日分」=「月間の利用人員」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数」
平均利用日数は、日中活動系(旧入所・旧通所)においては22日、居住系は30.4日で算出。開所日等でこれに該当しないものは、独自に算定。

第2部 各論

障がいサービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度	17年度実績 (算定基準)	算出方法もしくは見込量算定にあたっての考え方	備考
介護給付								
居宅介護	時間分	12,647	14,631	17,443	26,563	22,674	<p>【身体・知的】</p> <p>1 H17実績はH17.9実績分 居宅介護22,021.5h 行動援護258.5h</p> <p>2 H18見込は居宅介護の見込量 186,038.5h(重度訪問含)にH18.10の支給決定割合を乗じる。 居宅20,838.5h,重度訪問6,547.5h,重度包括0h その時間を月の利用時間見込に換算すると H18重度訪問 44,478.5/12=3,707h H18居宅介護(186,038.5-44,478.5)/12=11,797h H18行動援護 5,972/12=498h</p> <p>3 H19見込はH19(見込みに対の伸び率を乗じる)の居宅介護の見込量 214,176.2h(重度訪問含)にH18.10の支給決定割合を乗じ月換算する。 H19重度訪問 51,206/12=4,267.5h H19居宅介護(214,176.2-51,206)/12=13,581h H19行動援護 16,636.4/12=1,386.5h</p> <p>4 H20以降はH18 19の伸び率を使用。但し行動援護はH17 18の伸び率を使用。 (居宅16,243h(608h含む)行動2,672h 重度訪問4,913h, 居宅24,463.5h(608h含む),行動19,104h,重度訪問7,497h</p> <p>5 重度包括はH18.10の重度訪問決定者55人と区分4の282人の割合20%を区分6の102人に当てはめた21人が利用見込者数としこの人数割合55:21の割合を重度訪問の利用時間見込に乗じる。(1,416h, 1,630h, 1,876h, 2,863h)</p> <p>6 地域移行分としてH17.10.1施設入所者数の10% 63人を20~23年度各年度16人)の利用を見込みH18の居宅介護の平均利用時間(38h)を乗じる。(~ 608hを地域移行分として計上する)</p>	<p>・従来の居宅サービスの実績、H18年10月以降の状況を考慮し算定</p>
行動援護	時間分	498	1,447	2,792	19,404	258		
重度訪問介護	時間分	3,707	4,268	4,913	7,497	0		
重度障がい者等包括支援	時間分	1,416	1,630	1,876	2,863	0		

各年度におけるサービス見込み量

障がいサービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度	17年度実績 (算定基準)	算出方法もしくは見込量算定にあたっての考え方	備考
介護給付								
児童デイサービス	人日分	154	182	196	252	148	1 17年度は9月実績 2 18年度は見込みの1/12(1,847×1/12) 3 19年度は見込み数字(の利用実績を基に算出)に北地区の利用見込み児童を加え算出(13人×14日) 4 20年度は14人×14日 5 23年度は18人×14日 【精神】なし	
短期入所	人日分	1,188	1,112	1,279	1,945	1,511	【身体・知的】 1 17年度実績は9月分(宿泊・日帰りを含む) H17実績 225人×6.7日 1,508 2 18年度は年間見込みの1/12(宿泊、日帰りを含む:ただし10月以降は宿泊のみ) H18 260人×4.6日 1,184 3 19年度は見込み数字(対の日数の伸びで算出)を月単位で算出(宿泊のみ) H19 115人×9.6日 1,102 4 以後はH17とH18, H19の宿泊のみの短期入所の伸び率を勘案 H17 127人×6.8日 878 H18 115人×7.3日 835 H20 115人×11.0日 1,267 H21 115人×12.7日 1,457 H22 115人×14.6日 1,676 H23 115人×16.8日 1,927 【精神】 1 H15~17年度の伸び 年間延べ利用者 2.5人増 日数 6日増 2 1回あたりの利用日数 平均4.3日 3 H17年度実績 年間延べ利用者10人日数37日 月換算3人日 4 H18は見込(年間延べ利用48日 月換算4人日) H19見込15人×4.3日=64.5日 月換算5人日 H20見込18人×4.3日=77.4日 月換算6人日 H23見込25人×4.3日=107.5日 月換算9人日 5 その他 退院可能な精神障がい者の利用を勘案(5人日 6人日 9人日)	・従来の短期入所利用状況を実績とし算定 ・宿泊の伴う短期入所利用者のみ
生活介護	人日分	902	3,476	12,100	22,396	0	【身体・知的】 1 17年度実績なし 2 18年度は10月実績と事業者移行調査より算出 3 19年度は見込み数字(実績+事業見込み)を月単位で算出 4 以後は事業者移行調査 特別支援学校卒業生などを考慮し算出 0, 41, 60, 442, 884 5 障がい者デイサービスは19年度~23年度まで98人 6 作業所からの移行分 20年度10人 23年度36人 【精神】なし	・原則、支援費の実績を基に算定 ・事業所の移行計画書も考慮 ・平均利用日数は22日

第2部 各論

障がいサービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度	17年度実績 (算定基準)	算出方法もしくは見込量算定にあたっての考え方	備考
介護給付								
療養介護	人分	95	95	95	95	96	<p>【身体】</p> <ol style="list-style-type: none"> 17年度実績は9月分進行性筋萎縮症療養等給付事業の対象者（13人）と重症心身障害児施設対象者（83人） 18年度は事業の年間見込みの1/12（12人）と重症心身障害児施設対象者（83人）を加え算出 19年度は見込み数字（実績）と重症心身障害児施設対象者を月単位で算出 以後は新体系サービスを提供する事業所の移行調査や現行の利用状況を踏まえて計上 <p>【精神】 なし</p>	・事業所の移行計画書を考慮
共同生活介護	人分	71	79	93	161	0	<p>【知的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 18年度は10月の支給決定者数63人に加え、年度内における新規開設に伴う利用者増8人を見込む。計71人 19年度は、既存利用者との新規開設に伴う利用者増の8人に加え 計79人 以後は、事業所からの移行調査に基づいて算出。 「施設から共同生活援助と共同生活介護への移行調査数 42人」が「地域生活を目指す知的入所施設利用者数459人の1割 46人」を下まわりますが、「H17.10.1知的入所施設利用者数459人に対しての23年度末の削減目標の7% 32人」を上回るのので、移行調査で事業所が示した数値を計上。 20年度は、施設からの移行者数の42人（共同生活介護は40人）のうち当該年度中の共同生活介護移行予定者14人を計上。施設からの移行以外の利用者増は、移行調査より伸び率1.0。計93人 23年度は、施設からの移行計画による増26人に加え、さらに、H20年度 H23年度伸び率1.14（移行調査）による増20人のうち、共同生活介護と共同生活援助の利用者数で按分し、12人増。計131人 <p>【精神】</p> <ol style="list-style-type: none"> 17年度実績なし 18年度以降は事業所からの移行計画を基に算定（0人 0人 0人 10人） その他、退院可能な精神障がい者の利用を勘案（20人）* 	・施設入所支援の地域移行者も考慮
施設入所支援	人分	8	8	279	585	0	<p>【身体・知的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 18年度は10月実績より（のぞみの園、国立リハ）8人 19年度見込みは、H18実績より 8人 以後は、当該サービスを提供する事業所の移行調査や地域移行目標数（17年10月1日施設入所者数630人×7%＝45人）を踏まえて算出（20年度 279人、23年度 585人） <p>【精神】 なし</p>	

各年度におけるサービス見込み量

障がいサービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度	17年度実績 (算定基準)	算出方法もしくは見込量算定にあたっての考え方	備 考
訓練等給付								
共同生活援助	人分	85	90	90	150	117	<p>【知的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 17年度は10月1日利用者数 87人 18年度は10月の支給決定者数43人（共同生活援助）に加え、年度内における新規開設に伴う利用者増2人を見込む 45人（18年10月よりグループホームが共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）に再編） 19年度は、既存利用者と新規開設に伴う利用者増 50人 以後は、事業所からの移行調査に基づいて算出。 「施設から共同生活援助と共同生活介護への移行調査数 42人」が「地域生活を旨とする知的入所施設利用者数459人の1割 46人」を下まわると、「H17.10.1知的入所施設利用者数459人に対しての23年度末の削減目標の7% 32人」を上回るため、移行調査で事業所が示した数値を計上。 20年度は、地域移行目標の42人（共同生活援助は2人）のうち当該年度中のGH移行予定者が0。地域移行以外の利用者増は、移行調査により伸び率1.0。 50人 23年度は、地域移行による増は2人。加えて、H20年度 H23年度の利用者伸び率1.14（移行調査）による増20人のうち、CHとGH利用者数で按分し、8人増。 60人 <p>【精神】</p> <ol style="list-style-type: none"> 17年度実績は10月分 18年度以降は施設からの移行計画を基に算定（40人 40人 40人 60人） その他、退院可能な精神障がい者の利用を勘案（30人） 	・施設入所支援の地域移行者も考慮
就労移行支援	人日分	66	682	2,288	2,618	0	<p>【身体・知的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該サービスを提供する事業所の移行調査を検討。 特別支援学校卒業者からの対象者を見込む。（4人） 23年度末までに身体療護・授産・更生施設及び知的更生・授産施設（通所授産は4割、通所療護・更生は2割、入所は1割）利用者を見込む（18年度 3人（国立リハ）、19年度 19人（実績+ 実施予定事業所の利用人員）、20年度 74人、23年度 75人） 作業所からの利用者（18年度 0人、19年度 6人、20年度 12人、23年度 21人） <p>【精神】</p> <ol style="list-style-type: none"> 17年度実績なし 18年度以降は施設からの移行計画を基に算定（18年度0人、19年度6人、20年度18人、23年度23人） 	・支援費の実績を基に算定 ・事業所の移行計画書も考慮 ・平均利用日数は22日
就労継続支援（A型）	人日分	0	22	1,562	2,156	0	<p>【身体・知的】</p> <p>当該サービスを提供する事業所の移行調査を踏まえて算出（施設移行計画等より18年度 0人、19年度 1人、20年度 54人、23年度79人） 作業所からの移行計画より（18～19年度 0人、20年度 17人、23年度19人）</p> <p>【精神】</p> <ol style="list-style-type: none"> 17年度実績なし 18年度以降は施設からの移行計画を基に算定。 	・支援費の実績を基に算定 ・事業所の移行計画書も考慮 ・平均利用日数は22日

第2部 各論

障がいサービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度	17年度実績 (算定基準)	算出方法もしくは見込量算定にあたっての考え方	備考
訓練等給付								
就労継続支援 (B型)	人日分	1,188	3,850	8,492	16,962	0	<p>【身体・知的】 当該サービスを提供する事業所の実績や移行調査を踏まえて算出 (18年度 9人, 19年度 44人, 20年度 153人, 23年度 427人) 作業所からの移行(18年度 0人, 19年度 62人, 20年度 111人, 23年度 189人)</p> <p>【精神】 1 17年度実績なし 2 18年度以降は施設(作業所を含む)からの移行計画を基に算定(18年度45人, 19年度69人, 20年度122人, 23年度155人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援費の実績を基に算定 ・事業所の移行計画書も考慮 ・平均利用日数は22日
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0	374	0	<p>【身体】 当該サービスを提供する事業所の移行調査を踏まえて算出 (18~20年度 0人, 23年度 17人)</p> <p>【精神】 なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援費の実績を基に算定 ・事業所の移行計画書も考慮 ・平均利用日数は22日
自立訓練 (生活訓練)	人日分	0	220	968	2,860	0	<p>【知的】 当該サービスを提供する事業所の移行調査を踏まえて算出 (18~19年度 0人, 20年度 11人, 23年度 39人) 作業所より(18年度 0人, 19年度 10人, 20年度13人, 23年度 21人)</p> <p>【精神】 1 17年度実績なし 2 18年度以降は施設からの移行計画を基に算定 (18年度0人, 19年度0人, 20年度20人, 23年度70人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援費の実績を基に算定 ・事業所の移行計画書も考慮 ・平均利用日数は22日
自立訓練(宿泊型生活訓練)	人	0	0	20	60	0	<p>【精神のみ】 1 17年度実績なし 2 18年度以降は施設からの移行計画を基に算出 (18年度0人, 19年度0人, 20年度20人, 23年度60人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援費の実績を基に算定 ・事業所の移行計画書も考慮

各年度におけるサービス見込み量

障がいサービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度	17年度実績 (算定基準)	算出方法もしくは見込量算定にあたっての考え方	備考
相談支援								
サービス利用計画作成	人	49	61	63	71	0	【身体・知的】 17年度実績なし(18年10月からの事業) 18年度は利用見込み 19年度は18年度見込みから算出 【精神】 1 17年度実績なし。 2 18年度以降は、居宅介護利用見込者数の10%と見込む。	
地域生活支援事業								
相談支援事業							身体・知的・精神共通	
相談支援事業								
障がい者相談支援事業	箇所	3	5	8	8	0	各区に1箇所。計8箇所(18年度3箇所(クローバー、総合福祉会館、すてっぷルーム))	
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	0	市で1箇所	
市町村相談支援機能強化事業	箇所	3	3	3	3	0	障がい者相談支援事業の中で行う 専門職員配置の3箇所のみ当該事業の対象とした	
住宅入居等支援事業	箇所	3	5	8	8	0	障がい者相談支援事業の中で行う	
成年後見制度利用支援事業	箇所	3	5	8	8	0	障がい者相談支援事業の中で行う	
コミュニケーション支援事業	人	1,563	1,563	1,641	1,899	1,587	H18は利用見込数値、H19はH18見込と同数とし、H20以降は、旧新潟市の聴覚、音声機能障がい手帳所持者のH15～H17の平均伸び率(年1%)及び奉仕員養成による期待伸び率(年2%)から算定 H20 1,641 H21 1,723 H22 1,809 H23 1,899	
日常生活用具給付等事業							精神 なし	
介護訓練支援用具	件	108	120	135	189	96	1 H15～17年度の件数の平均伸び率を算出 2 H17実績数に平均伸び率(1.12)を掛けて計算	
自立生活支援用具	件	174	179	185	202	169	1 H15～17年度の件数の平均伸び率を算出 2 H17実績数に平均伸び率(1.03)を掛けて計算	
在宅療養等支援用具	件	208	239	275	419	181	1 H15～17年度の件数の平均伸び率を算出 2 H17実績数に平均伸び率(1.15)を掛けて計算	
情報・意思疎通支援用具	件	360	399	443	606	324	1 H15～17年度の件数の平均伸び率を算出 2 H17実績数に平均伸び率(1.11)を掛けて計算	
排せつ管理支援用具	件(月分)	9,721	10,203	10,709	12,410	9,262	1 H15～17年度の件数の平均伸び率を算出 2 H17実績数に平均伸び率(1.05)を掛けて計算	
	実人員	831	872	915	1060	791	1 H15～17年度の件数の平均伸び率を算出 2 H17実績数に平均伸び率(1.05)を掛けて計算	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	34	36	39	50	31	1 H15～17年度の件数の平均伸び率を算出 2 H17実績数に平均伸び率を掛けて計算	

障がいサービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度	17年度実績 (算定基準)	算出方法もしくは見込量算定にあたっての考え方	備考
地域生活支援事業								
移動支援事業	箇所	41	51	63	115	32	【身体・知的・精神】 1 17年度実績は10月の事業者数 2 18年度は10月の事業者数 3 以後は、15年度～16年度、16年度～17年度の旧市内分の伸び率の平均で算出（32, 41, 51, 63, 115）	
	人	822	968	1,134	1,834	692	【身体・知的】 1 17年度は年間の実利用人数 2 18年度は15年度、16年度（旧市内）の伸び率で推計 3 19年度以後は対前年比で推計（692, 810, 948, 1110, 1779） 【精神】 1 17年度実績なし 2 18年度は利用見込 3 19年度見込みは18年度の上期実績より算出 4 以後は、身体・知的の伸び率で算出（20人 24人 55人）	
	延時間	89,192	95,647	124,332	273,168	87,948	【身体・知的】 1 17年度は実績 2 18年度は利用見込み、19年度見込みは対比で算出 3 以後は、15年度、16年度（旧市内）の伸び率で算出（87948, 89136, 95553.5, 124220, 272912） 【精神】 1 17年度実績なし 2 18年度以後は、上記利用見込者数に18年度上期の月平均利用時間（4.65h）を乗じ算出。	
地域活動支援センター								
基礎的事業	箇所	1	26	26	35	0	1 18年度以降は作業所からの移行計画を基に算出 2 新規設立は、H19 1箇所、H20以降 2箇所ずつを見込む 3 障がい者デイサービスからの移行（19年度を65人、20から23年度各年度45人が利用） 【精神】 1 17年度実績なし 2 18年度以降は施設（作業所を含む）からの移行計画を基に算出（40人 234人 249人 249人）	・「基礎的事業のみ」及び「機能強化事業の基礎的事業部分」を計上 ・「利用見込み者数」は実人員
	利用見込	40	496	461	569	0		
機能強化事業	箇所	1	21	19	20	0		

各年度におけるサービス見込み量

障がいサービス名	単位	18年度	19年度	20年度	23年度	17年度実績 (算定基準)	算出方法もしくは見込量算定にあたっての考え方	備考
地域生活支援事業								
その他事業								
日中一時支援事業	人日分	4,158	10,360	10,774	12,120	0	【身体・知的・児童】 1 17年度は事業実施なし 2 18年度は利用見込み(5ヶ月分) 10月より事業開始 H18 258人×3.2日×12ヶ月 4,140 3 19年度見込みはH18見込みから算出(対比) H19 297人×2.9日×12ヶ月 10,333 4 以後は16年度,17年度の日帰り短期入所の伸び率を勘案 H20 340人×2.6日×12ヶ月 10,746 H21 393人×2.4日×12ヶ月 11,176 H22 452人×2.1日×12ヶ月 11,623 H23 520人×1.9日×12ヶ月 12,088 【精神】 1 18年度は利用見込み 2 19年度見込みはH18見込みから算出(短期入所利用日数の1/3) 3 以後は,身体・知的の伸び率で算出(28人 32人)	
生活サポート事業	延時間	949	2,634	3,140	4,782	0	【身体・知的】 1 H17は実績なし 2 介護給付の居宅介護のH18~H23の利用時間見込に対し新潟市の障害程度区分審査結果(H18.10現在)の非該当者の割合1.5%を乗じ,H18は×5ヵ月,H19以降は×12ヶ月とし年換算する。 H18 (11,797h+0h)×0.015×5ヶ月=885h H19 (13,581h+0h)×0.015×12ヶ月=2445h H20 (15,635h+608h)×0.015×12ヶ月=2924h H23 (23,855.5h+608h)×0.015×12ヶ月=4404h 【精神】 1 介護給付の居宅介護のH18~H23の利用時間見込に対し新潟市の障害程度区分審査結果(H18.10現在)の非該当者の割合1.5%を乗じ,H18は×5ヵ月,H19以降は×12ヶ月とし年換算する。 H18 850h×0.015×5ヶ月=64h H19 1050h×0.015×12ヶ月=189h H20 1200h×0.015×12ヶ月=216h	
訪問入浴サービス事業	人	55	57	57	57	56	【身体】 1 17年度は実利用者数 2 18年度は年間利用見込み 3 19年度見込みはH18見込みから算出(旧市内対比+支所の現利用者) 4 以後は,19年度の見込みで推計 【精神】 なし	
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	件	670	737	737	737	646	【身体】 1 17年度実績 2 18年度は年間利用見込み 3 19年度見込みはH18見込から算出(対比) 4 以後は,19年度と同件数で見込む 【精神】 なし	
福祉ホーム事業	箇所	2	2	2	4	3	【身体】 事業者移行調査より集計 身体障害者通所ホームから福祉ホームに移行希望あり(平成22年度から 8人) 【精神】 1 17年度実績は9月 2 18年度以降は施設からの移行計画を基に算出(20人 20人 20人 30人) 3 退院可能な精神障がい者の利用を勘案(10人)	
	利用見込	20	20	20	48	20		

資料編

1 計画策定関係資料

(1) 計画の策定経過

計画の策定経過については、「新潟市障がい者計画」の「資料編1(1)」を参照してください。

(2) 新潟市障がい者計画等策定検討委員会設置要綱

検討委員会の設置要綱については、「新潟市障がい者計画」の「資料編1(2)」を参照してください。

(3) 新潟市障がい者計画等策定検討委員会委員名簿

検討委員会の委員名簿については、「新潟市障がい者計画」の「資料編1(3)」を参照してください。

2 障害者自立支援法（抜粋）

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - 三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み
 - 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ

を都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 二 前号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 三 第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 五 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 六 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 七 その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第九条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第二十六条第一項の地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第九十条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

（国の援助）

第九十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

新潟市障がい者計画・新潟市障がい福祉計画

発行：新潟市 発行年月：平成19年3月

政令指定都市移行にともない、次のとおり問い合わせ先が変更となります。

新潟市 健康福祉部 障がい福祉課（平成19年4月～）

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1

電話 025(226)1237 FAX 025(223)1500

障がい者に関する各種マークの紹介

障がいのある方に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークがあります。これらは、国際的に定められたものや、各障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。

これらのマークを正しく理解して、ノーマライゼーション社会の実現を目指しましょう。



障がい者のための国際シンボルマーク

このマークは、障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。

マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

車いすに乗った人を図式化したものですが、車いす利用者に限らず、すべての障がい者を対象にしています。



身体障害者標識（四つ葉マーク）

このマークは、肢体不自由の障がいのある方が運転する自動車であることを示しています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法で禁止されています。

このマークの表示については、道路交通法で努力義務となっています。



視覚障がい者の国際マーク

このマークは、世界盲人連合（WBU）が1984年に定めた世界共通の国際シンボルマークです。

WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない。」としています。

横断歩道で、マークがついた歩行者用信号ボタンを押すと、安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。



身体障害者補助犬（ほじょ犬）マーク

このマークは、身体障害者補助犬同伴の啓発のために、施設や店などの入り口に貼るマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。

身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもちろん、デパート・ホテル・レストランなどの一般的な施設でも、補助犬を自由に同伴できるようになっています。

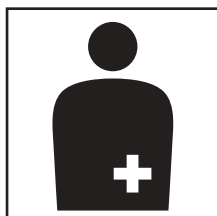


耳マーク（聴覚障がい者のシンボルマーク）

このマークは、聞こえが不自由なことを表すマークです。

耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。

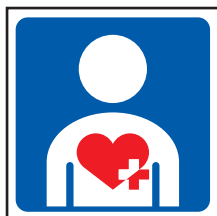
耳の不自由な方と話すときは、「はっきりと口元を見せて話す」、「筆談をする」などの配慮をお願いします。



オストメイトマーク

このマークは、人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入り口や、案内誘導プレートなどに表示されます。

「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。



ハート・プラスマーク

このマークは、身体内部に障がいのある方を示すシンボルマークで、内部障がいの方が自発的に使用するものです。

内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）のある方は、外見からわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

このマークを着用している方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮をお願いします。